

高島市協働事業提案制度について

1 制度概要

地域の諸課題やニーズを解決に導く協働型の地域づくりを行うためのアイデアを市民、地域団体、NPOおよび企業等の多様な主体から求め、行政と提案した団体等が連携し、協力することによって事業化していくための新しい仕組みです。

2 目指すべき効果

本制度の実行により、市民の行政参画を促進し、行政と市民団体等がそれぞれの強みを活かした役割を担うことによって、協働の気運を高めるとともに、サービスの質やノウハウの向上を図り、市民満足度を高めていくことを目指します。

3 制度のポイント

(1)提案事業の範囲

協働事業の提案には、次の類型を設けることとし、地域課題の解決や市民生活の福祉、快適性等の向上を達成する内容であれば、分野には特に制限がありません。よって、新規事業の提案だけでなく、市が既に実施している事業に関連する提案も可能とします。

- ①市民提案型（創造型）：自由な発想でテーマを設定し、提案する事業
- ②行政提案型（応募型）：行政からテーマを示して募集する事業

(2)提案できる者

市内に居住または通勤する個人ならびに市内に活動拠点を有する団体または法人とします。

(3)事業の経費

- ①市が負担する事業費の限度額は、1事業あたり300万円以内とします。
- ②対象とする経費は、協働事業の実施に直接必要となる経費（人件費、旅費、謝金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、手数料、使用料および賃借料、諸経費、消費税相当額）とします。

(4)審査および選考

提案事業は、担当課および審査委員会による書類審査および提案者からのプレゼンテーション審査によって「協働の対象とすべき事業」を選考します。

(5)事業の実施

- ①協働事業は、提案を受けた翌年度の実施とします。
- ②選考された協働対象事業は、事業担当課との協議・打合せを経て事業内容をより具体化させ、予算措置を行います。
- ③協働事業は、原則、単年度の実施事業としていますが、効果の高い協働事業については、最長3箇年の継続実施についての配慮を行います。

4 本年度の募集

(1)募集する事業

平成23年度に実施する事業として、市民提案型および行政提案型ともに募集します。

(2)募集期間

平成22年9月1日（水）から平成22年10月8日（金）まで

(3)周知の方法について

提案募集の周知は、市広報紙（9月1日号）をはじめ、市ホームページや防災行政無線によって行います。

また、募集期間中、本庁および各支所には、募集要項を設置して閲覧に供します。

行政提案型のテーマ

番 号	テ ー マ 名 称	内 容	事業担当課
1	ゴミ減量大作戦	ごみの減量化と資源の再利用を一層推進するため、紙ごみの分別、リサイクルに関する意識向上に繋がる取り組みを委託します。	市民環境部 環境政策課
2	地域資源を活用した体験型観光の推進	高島市の有する地域資源を最大源に活用し、訪れる人に豊かな出合いや発見、感動を与えられる新たな資源の開発、体験型観光の実践活動を委託します。	産業経済部 観光振興課
3	心と体 いきいき健康づくり	心と体の健康づくりを目的に簡易で、継続性のある健康づくり法の普及と実践指導を行うための業務を委託します。	健康福祉部 健康推進課